明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・国土交通・環境一）　一
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通六七）　二
○駐車場法施行規則の一部を改正する省令（同六八）　二
○景観法施行規則の一部を改正する省令（同六九）　三

〔告　示〕
○家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二三一、二三二）　四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九四）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係
特殊法人等　独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、沖縄振興開発金融公庫第四十二事業年度財務諸表、日本税理士会連合会平成二十五年度の決算、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、型式部材等製造者の認証関係
地方公共団体　行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　一六

省令

○国土交通省令第一号
農林水産省
環境省

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）の施行に伴い、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条第二項において準用する景観法（平成十六年法律第百十号）第十一条第三項の規定に基づき、景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令

農林水産省
国土交通省令第一号
環境省

景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成十六年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「所在地」の下に「。次条において同じ。」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特定住宅整備事業を行おうとする者による提案）

第五条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。

一　景観計画の素案

二　別記様式による特定住宅整備事業（都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業をいう。次号において同じ。）に関する計画書

三　特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書

イ　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

ロ　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図

ハ　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図

ニ　縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図

四　都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第五条関係）

特定住宅整備事業に関する計画書

1　事業の名称
2　事業の目的
3　事業区域
(1)　位置
(2)　面積　㎡